

# 電子カルテ時代における診療情報の開示に どのように対応するべきか

「市立豊中病院の事例から」

市立豊中病院 医療情報室 医療情報グループ

佐々木啓充

# 循環器科のDrからの問合せ

Network Camera DG-NS202A 検査室(全景)

ライブ画 設定

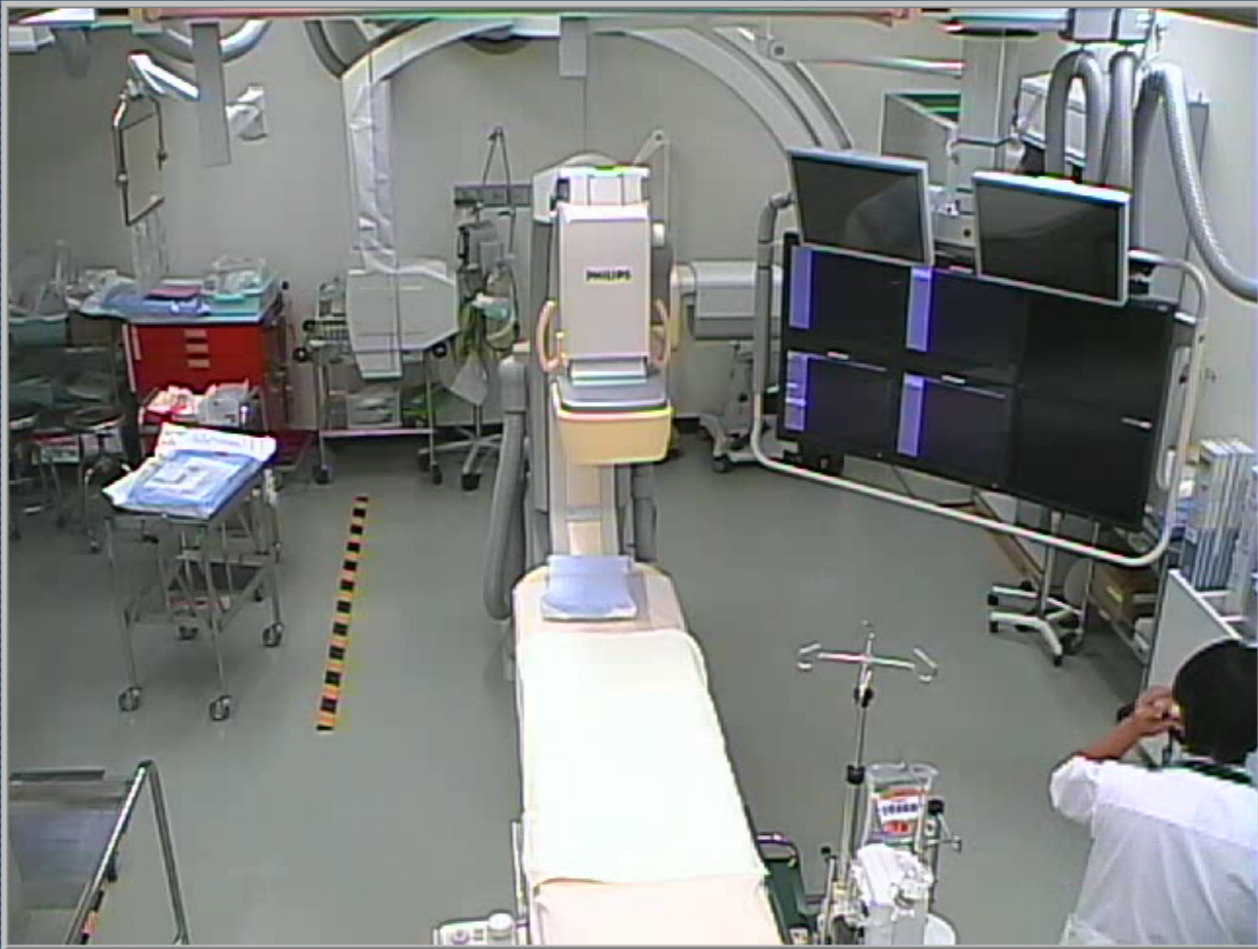
マルチスクリーン

1 1 2 5 6  
3 4 7 8

9 10 13 14 16  
11 12 15 16

切替

MPEG-4 JPEG



ズーム

×1.0

自動モード

開始 終了

フォーカス

オート 近 遠

明るさ

暗(-) 標準 明(+)

プリセット

移動

ログ表示  
リスト

ページが表示されました

インターネット

## 循環器科のDrからの問合せ

心臓カテーテル検査中の検査室の様子を記録して保存したい。  
電子カルテと連携し時刻同期させて保存できるシステムはないか？

## 手術中の映像

手術中の術野の映像

内視鏡手術のスコープ像

手術室の映像

何かしら不測の事態が発生した場合に診療記録の裏付けにしたい。

教育や今後の症例検討に利用したい

**もしかしたら いつか 使うかもしれない記録**

**検査室をただ写しているだけのビデオ**

**診療録、診療記録でしょうか？**

# 診療情報の提供等に関する指針

平成15年9月12日医政発第0912001号

## 2 定義

○ 「診療情報」とは、診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報をいう。

○ 「診療記録」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。

病院が、法的に保存しなければならないもの

## 医師法

(昭和二十三年七月三十日法律第二百一号)

### 第二十四条

医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

2. 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、五年間これを保存しなければならない。

病院が、法的に保存しなければならないもの

## 保険医療機関及び保険医療養担当規則

(昭和三十二年四月三十日厚生省令第十五号)

(帳簿等の保存)

第九条 保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあつては、その完結の日から五年間とする。

(診療録の記載)

第二十二條 保険医は、患者の診療を行つた場合には、遅滞なく、様式第一号又はこれに準ずる様式の診療録に、当該診療に関し必要な事項を記載しなければならない。



病院が、法的に保存しなければならないもの

## **医師が書いた記録**

医師が認識した医療行為のうち記録が必要と思ったもの

## **保健医療の給付の記録**

保険医療で支給したものの証拠となる記録

医師以外も支給した記録する

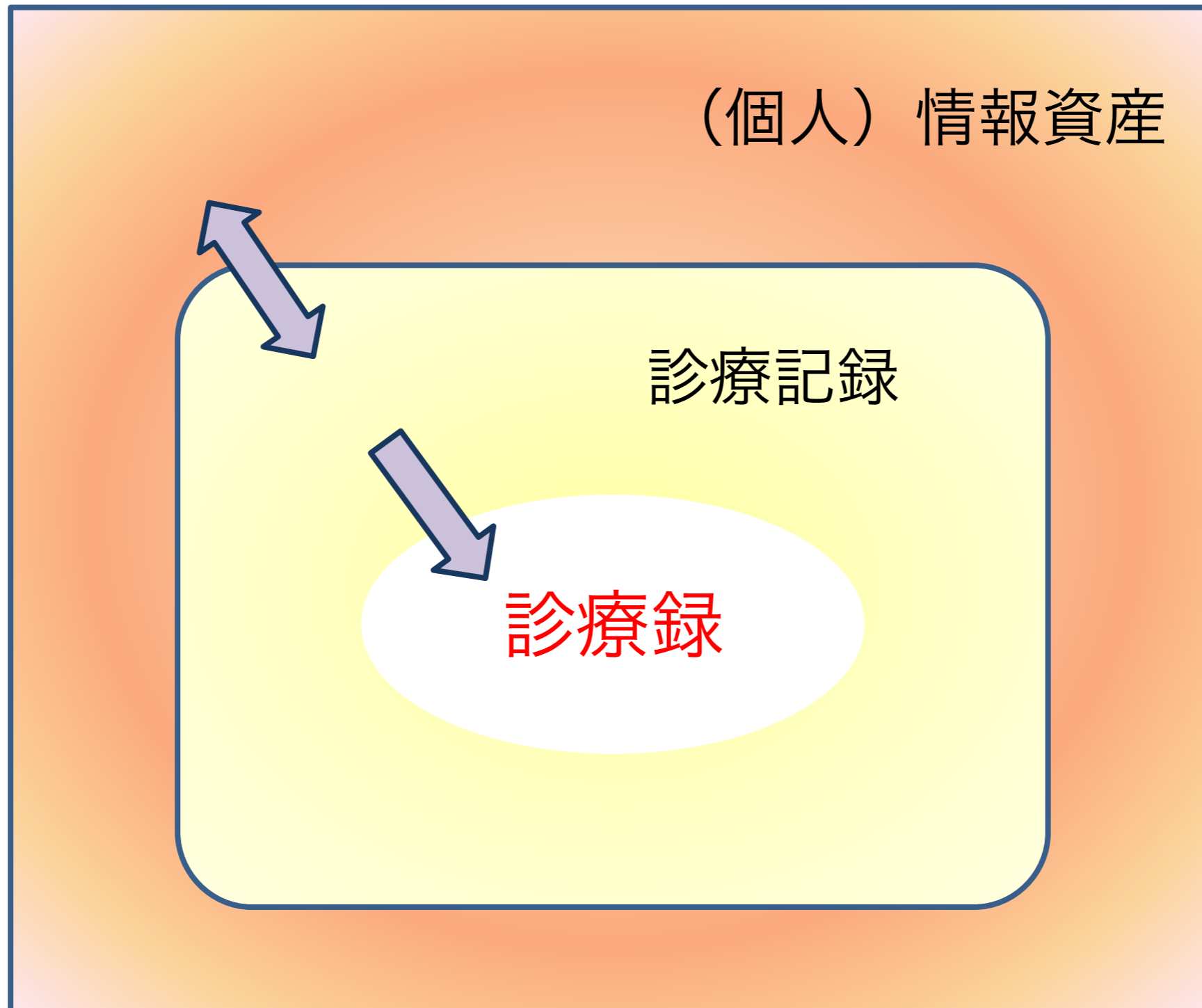
病院が法的に守らなければならないこと

## 個人情報保護に関する法律

個人が特定できる情報の取り扱い  
情報を持っていれば、管理が義務つけられる  
適切に処理して廃棄できる

情報の種類は変化する

保存期間、基準日も違う？



**情報の持ち方、見せ方、渡し方は違う？**

診療情報提供とカルテ開示？

## 病院の情報提供

### 診療情報の提供等に関する指針

平成15年9月12日医政発第0912001号

#### 2 定義

- 「診療情報の提供」とは、①口頭による説明、②説明文書の交付、③診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供することをいう。
- 「診療記録の開示」とは、患者等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

診療  
情報  
提供

カル  
テ開  
示

個人  
情報  
開示  
請求

情報（内容）の境界は玉虫色  
電子データの複製はすぐにできる



口頭から

全部

診療情報提供はチョ～簡単！

カルテ開示・開示請求の手続きは厳格

## 情報資産

必要のないものは持ちたくない  
管理ができないものは、持ちたくない。

必要なものだけを保持しておきたい。

**継続的に、永久に、保管していくことは難しい  
情報資産管理にも限界がある。(マンパワー！)**

## 物は朽ちる

紙はボロボロ、インクは消える、CDも劣化する、人も変わる

## 記号（文字・言語）は変わる

ドイツ語   フロッピーディスク   システム更新のデータ移行



# まとめ

**情報資産の考え方を踏まえた法律間の整備がされていない。**

情報の取扱いに関する環境の変化

**現在の医療と法律のギャップが大きい**

チーム医療、他施設間医療、デバイスの種類・量

**医療情報を扱う環境の変化**

IT（storage、ネットワーク）環境の変化

昭和23年？ 昭和32年？

# 私からの提言

## 医療の視点

- 原点に戻って、**患者にとって必要な記録**（一次利用）を残す
- **情報資産（二次利用）の管理**に注力を注ぐ運営・環境が必要

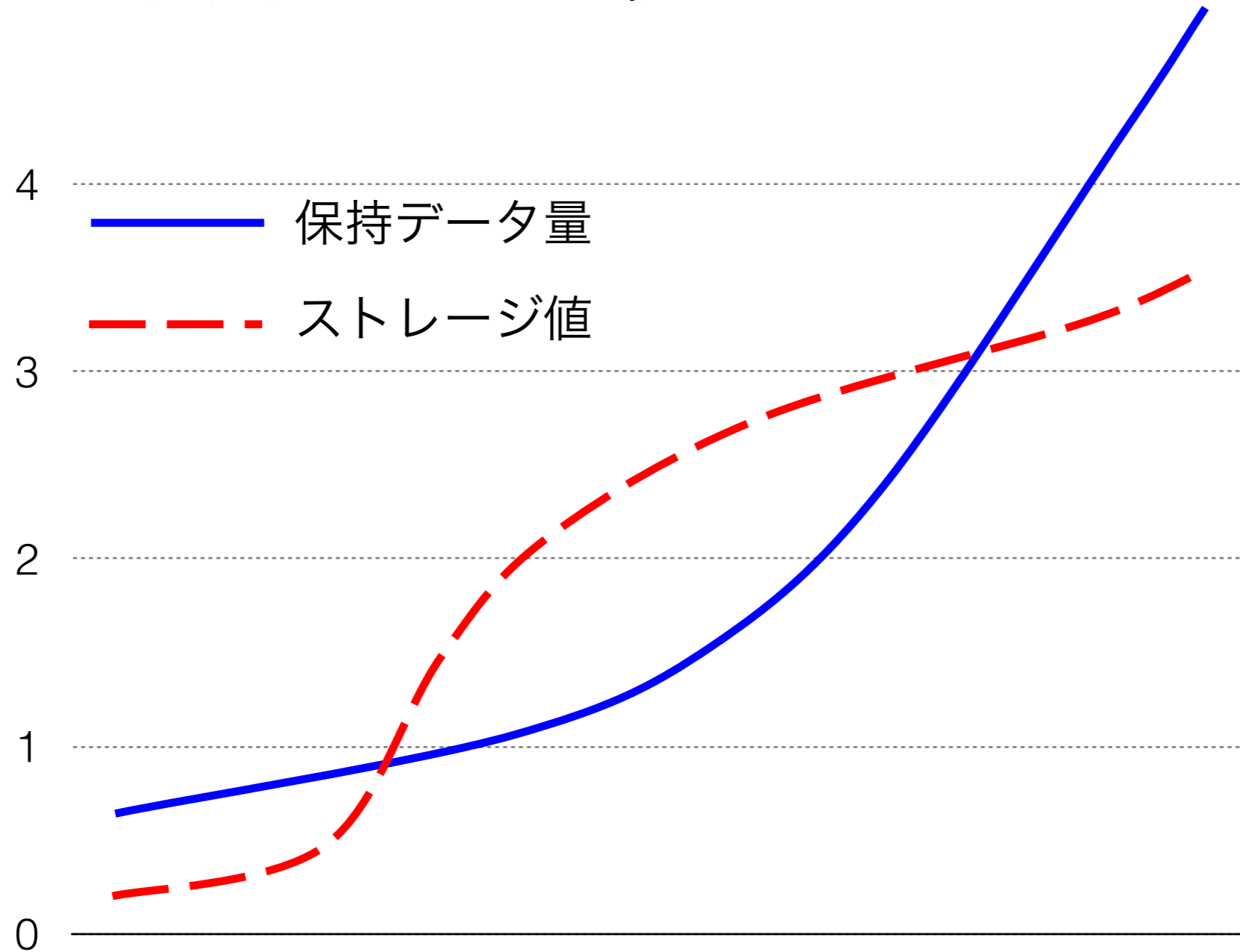
## 電子化の視点

- 保存すべき記録を**明確に区切る**
- 保存すべき記録の**最低限の範囲は共通化する**

## 廃棄することの検討

## 廃棄に関して - 捨てるという発想 -

真正性を保つことは継続的に可能か？永久に持ち続けるのか？  
とりあえず。。。をいつまで続けられるか？



**ありがとうございました**